

合併公告

平成 23 年 1 月 7 日

株主及び債権者各位

大阪府中央区玉造一丁目 2 番 40 号
森下仁丹株式会社
代表取締役社長 駒村純一

当社は、平成 23 年 1 月 6 日開催の当社取締役会において、平成 23 年 2 月 28 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社仁丹テック（本店所在地：大阪府中央区玉造一丁目 2 番 40 号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。これにより当社は、株式会社仁丹テックの権利義務全部を承継して存続し、株式会社仁丹テックは解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第 796 条第 3 項、株式会社仁丹テックは同第 784 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずにこの合併を決定しております。また、当社は株式会社仁丹テックの全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にその旨をお申し出ください。
4. 両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（当社）

金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

（株式会社仁丹テック）

掲載紙	官報
掲載の日付	平成 22 年 6 月 30 日
掲載頁	297 頁（号外第 137 号）

以 上